

宮崎県（国内40例目）で 高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認！

1月31日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

所在地：宮崎県新富町

飼養状況：採卵鶏（約8万羽）

●鳥インフルエンザは一定量のウイルスが体内に入ることで感染が成立します。そのため、家きん舎に持ち込むウイルスを少なくすることで感染リスクを下げることができます。

★野鳥を家きん舎に入れない、家きん舎に持ち込むウイルス量を減らすために、飼養衛生管理基準の遵守を徹底して下さい。

1. 衛生管理区域に立ちに入る者の手指消毒等
2. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
3. 衛生管理区域に立ちに入る車両の消毒等
4. 家きん舎に立ちに入る者の手指消毒等
5. 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
6. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
7. ねずみ及び害虫の駆除

○実際に従業員や外来者も含めて農場のルール通り実施できているか再確認してください。

※雪・雨・風の後は、防鳥ネットの点検補修、消石灰の追加を忘れずに！

いつも様子が違う時は、ただちに通報をお願いします

- ・1日の死亡率が、過去21日平均の2倍以上
- ・5羽以上の鶏が、まとまってうずくまっている、死んでいる
- ・鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状

異常があれば、直ちに家畜保健衛生所へ連絡をお願いします
高病原性鳥インフルエンザ相談窓口（中央家畜保健衛生所）

電話番号：058-201-0530

時間外・夜間・休日：090-7024-5269

